

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、2050年までに市域の温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて新たな脱炭素技術の創出を促進するため、予算の定めるところにより、「新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金」(以下「補助金」という。)を交付することに關し必要な事項を定めることを目的とする。その交付については、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助率)

第2条 本要綱の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもののうち、市長が適當と認めたものとする。

- (1) 温室効果ガス排出削減に寄与する技術であること。
  - (2) 高度に都市化が進行した大阪市の地域特性を踏まえ、市域において実証を行うこと。  
なお、実証とは、既に開発されているが事業化に至っていない新たな脱炭素技術について事業化のための課題抽出、試験運転・検証等を行うことをいう。
  - (3) 実証の取組を市民・事業者に対して広く情報発信するとともに、当該技術について、補助事業終了後早期に事業化に取り組み、市域での普及拡大に貢献すること。
- 2 市長は、別表に掲げるもののうち、補助事業者が補助事業に必要かつ適當と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。補助金の額は、1,000万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内の額(ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)とする。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金公募要領(以下「公募要領」という。)に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金 事業計画書(様式第1-2号)
  - (2) 個人の場合は住民票の写し(3ヵ月以内のもの)
  - (3) 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書(3ヵ月以内のもの)
  - (4) 納税証明書の写し
- 一 市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近3年度分の証明書

## 二 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

- (5) 事業概要や会社概要を記載した書類
- (6) 誓約書（様式第1－3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

### （交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び有識者会議からの意見聴取、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請締切日の翌日から起算して60日以内（ただし、当該期間の最終日が、当該申請における補助事業の実施期間に係る予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くものとする。

### （申請の取下げ）

第5条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げができる期間は、前条第1項の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して10日とする。

### （交付の時期等）

第6条 市長は、補助事業の完了後、第13条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

### （補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする

ときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更承認を受ける前に補助事業者が支出した経費は補助対象外とする。ただし、第4条第1項ですでに決定した内容を変更せずに継続して行う部分については、この限りでない。
- 3 第1項の軽微な変更とは、補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助対象経費が減額となる場合であって、減額する金額が第4条第1項の規定により通知した交付決定額の100分の20に満たない場合とする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
- 4 補助事業者は、補助事業を承継させるときは、速やかに補助事業承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出し承認を受けなければならない。なお、当該補助事業を承継するものは公募要領に定める応募資格の要件を満たした者とする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
  - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助事業等の適正な遂行）

第9条 補助事業者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(事業着手届)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手した場合、速やかに新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金事業着手届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月末日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の契約書等の写し（経費の内訳が分かる書類を含む。）
- (2) 補助事業に係る支出を証する書類の写し（経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものと含む。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第14条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第13条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第21条ただし書きに規定する市長が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財政処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承

認を受けなければならない。

3 規則第 21 条ただし書き並びに同条 2 号の規定により市長が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間

4 第 2 項の規定により市長の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があつたときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

#### （実施結果の経過報告）

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、補助事業に係る過去 1 年間の事業状況について、毎会計年度終了後 15 日以内に経過報告書（様式 14 号）の提出を求めることができる。

#### （その他必要な事項）

第 18 条 この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第 4 条第 3 項及び第 12 条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあつた補助金の交付から適用し、施行日前に申請のあつた補助金の交付については、なお従前の例による。

#### 別表（要綱第 2 条第 2 項関係）

補助事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
新たな脱炭素技術実証・事業化支援実証事業	実証事業費	消耗品費、原材料費、機械等の購入費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、保険料、設置等工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費、その他市長が必要と認めるもの

### 【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・振込手数料
- ・パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入等に係る経費
- ・直接人件費に相当する経費
- ・申請された補助事業に直接関係があると本市が判断できない経費

(様式第1号)

年 月 日

大阪市長様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金 交付申請書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪市補助金等交付規則第4条及び新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

### 1. 補助事業の目的・内容等

様式第1-2号 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金 事業計画書のとおり

### 2. 補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 金 円

(2) 補助金交付申請額 金 円

3. 補助事業完了予定期日 年 月 日

### 4. 同意事項

次の各項目に同意のうえ、本補助金を申請します。

- 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 補助事業の実施期間に係る予算の発効前において、補助金の交付を保証するものではないこと。
- 補助事業が複数年度にわたる場合
  - ①初年度に実施された補助金の交付決定は、複数年度にわたる補助事業全体に係る補助金の交付を保証するものではないこと。
  - ②次年度の補助事業について、補助金の交付を希望する場合は、改めて補助金の交付申請を行うこと。

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金 事業計画書

大阪市長様

所在  
地  
名  
称  
代表者名

標記について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

### 1 実施体制

企業の概要	名称		
	所在地		
	担当者役職・氏名		
	ホームページ		
	電話／FAX	従業員数	人
	E-mail		

### 2 計画概要

(1)補助事業名称		
(2)実施場所	※大阪市内の実証フィールド（公園、道路、施設等）について必ず記載してください。 その際、【確保済み】、【確保予定】、【未定】の別が分かるように記載してください。 また、【確保予定】、【未定】の場合、見通しについても記載してください。	
(3)実施期間	年 月 日	～ 年 月 日
(4)事業の概要など	実証する技術の概要	
	実証事業の概要	

	<p>実証する技術が市域で有効である理由</p>	<p>※大阪市は、業務部門の温室効果ガス排出量が多いこと、太陽光発電等の設置スペースが限られること、工事が頻繁に実施され温室効果ガス排出量が多いことの地域特性を有している。この地域特性を踏まえて、実証する技術が市域で有効である理由を記載してください。</p>
<p>(5) 事業の課題及び目標</p>	<p>① 実証を行う技術を活用したビジネス構想（事業化）について ※具体的に記載してください。</p> <p>② 実証により解決したい課題について ※検証すべき課題、事業効果の検証などを実証により解決したい課題について具体的に記載してください。また、複数年度にわたる実証を行う場合は、年度ごとの課題を記載してください。</p> <p>③ 事業の内容等と目標（課題への対応策） ※①②を踏まえた事業内容や実証の情報発信、目標（課題への対応策）について、図表、写真等を用いて分かりやすく記載してください。目標については、何が確認できれば目的を達成したことになるのか、成果目標を記載してください。（数値目標がある場合には必ず記載してください。）また、複数年度にわたる実証を行う場合は、年度ごとの目標を記載してください。</p>	

(6) 実証スケジュール	※実証開始から終了までの取組スケジュールを具体的に記載してください。また、複数年度にわたる実証を行う場合、本申請の対象となる実証のスケジュール及び実証全体のスケジュールをそれぞれ記載してください。
(7) 事業の実施体制及び役割分担	※申請者、共同実施者、協力事業者それぞれの具体的な実施内容、役割分担、経費負担等について具体的に記載してください。
(8) 実証する技術の新規性・優位性	※競合技術の想定と競合技術と比較した技術的な新規性・優位性、経済的優位性等を記載してください。
(9) 実証する技術による温室効果ガス削減効果	<p>※実証する技術による温室効果ガス削減量を記載してください。また、事業化され、市域で普及された場合に想定される温室効果ガス削減量についても記載してください。なお、いずれの場合も温室効果ガス削減効果の算定根拠を明示してください。</p> <p>1) 実証する技術による温室効果ガス削減量（原単位）</p> <p>2) 市域で普及された場合の温室効果ガス削減量</p>

(10) 事業化までのスケジュール	※実証事業以降、事業化までに取り組む内容や想定される事業化までのスケジュールや年次等について記載してください。  1) 事業化年次  2) 事業化までの取り組む内容及びスケジュール
(11) 国や自治体からの表彰や補助金採択の実績	※実証する技術について表彰等の実績があれば記載してください。

### 3 経費配分案

#### (1) 経費配分案

(単位：円)

経費区分	細目	補助事業に要する経費	補助事業申請額	備考
	合計			

#### (2) 補助金以外の経費負担（補助事業の経費のうち補助金で賄われる部分以外に関する経費）

負担者		負担方法	
負担額	補助事業に要する経費－補助事業申請額＝負担額		

### 4 他の補助金等の申請状況について

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金・助成金等について申請中又は申請予定の場合は、その名称等を記載してください。

公的な補助金・助成金等の名称等			
申請（予定）日	年 月 日	交付決定予定日	年 月 日

## 誓 約 書

大 阪 市 長 様

私（当団体）は、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

### 記

1. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者である。
2. 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5. 代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
6. （事業者においては、）次に掲げる者たちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。
  - ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者
7. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。
8. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。

※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みます。

年 月 日

住所（所在地）  
名称（団体名）  
氏名（代表者）

※補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、各事業者ごとに本書面を作成し、代表者がまとめて提出すること。

(様式第2号)

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付決定通知書

大阪市指令 第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

大阪市長

市長印

年 月 日付けで交付申請のありました新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業について、下記のとおり交付することに決定したので、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

### 1 事業の内容

### 2 対象経費及びその内容等

上記補助金交付申請書及び申請にかかる調書に記載のとおり

### 3 補助金の額

合計 円

### 4 交付の条件

- ・対象者は、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ・上記のほか、申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

### 5 その他

補助事業が複数年度にわたる場合

- ・初年度に実施された補助金の交付決定は、複数年度にわたる補助事業全体に係る補助金の交付を保証するものではありません。
- ・次年度の補助事業について、補助金の交付を希望する場合は、改めて補助金の交付申請を行う必要があります。

(様式第3号)

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金不交付決定通知書

大阪市指令 第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

大阪市長

市長印

年 月 日付けで交付申請のありました新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業について、下記の理由により不交付とすることに決定したので、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付とした理由

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者 名

新たな脱炭素技術実証・事業化支援  
事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号をもって交付決定のあった事業に係る補助金については、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、補助金交付申請を取下げいたします。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付予定額

3 取下理由

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者 名

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金に係る

### 補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、大阪市補助金等交付規則第6条第1項第1号及び新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

#### 1 変更の理由

#### 2 変更の内容

##### （1）事業内容

##### （2）経費配分

経費区分	補助対象経費		補助金交付決定額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	

※別紙積算明細のとおり

- (注) 1. 経費配分の変更を伴う場合のみ上記の表に記載すること。  
2. 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

(様式第5号別紙)

## 補助対象経費の積算明細

変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載。

(単位 円)

経費区分	細 目	変更前事業費	変更前 積 算 明 細	変更後事業費	変更後 積 算 明 細
	計				
	計				

(様式第6号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金に係る  
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪市補助金等交付規則第6条第1項第2号及び新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

大阪市長様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金に係る

### 補助事業承継承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業に係る補助事業者の地位を承継し、補助事業を継続して実施したいので、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 旧補助事業者の名称

2 補助事業の地位の承継理由

3 補助事業の名称

4 補助事業の内容

5 交付決定通知額

円

6 受領済額

円

※事業承継に係る契約予定内容等（承継者・被承継者の名称が確認できるもの）の写しを添付すること。また、事業継承後に、当該承継の事実を確認できる書類の写しを市長に提出すること。

(様式第8号)

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金事情変更による  
交付決定取消・変更通知書

大阪市指令 第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

大阪市長

市長印

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定したに新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金について、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり取消し・変更をしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第9号)

年 月 日

大阪市長様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

### 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金事業着手届

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり着手しましたので、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

補助事業名称	
実施場所	
事業着手日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

(様式第 10 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金に係る  
補助事業実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を  
年 月 日付で完了(廃止)しましたので、大阪市補助金等交付規則第 14 条及び新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実施状況報告書 別紙 1 のとおり

2 補助事業決算書 別紙 2 のとおり

3 補助金交付決定額とその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

(様式第 10 号別紙 1)

[補助事業実施状況報告書]

補助事業名	
申請者の名称、所在地、代表者等	(名称) (所在地) (代表者) (電話)
実施期間	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
実績及び成果	計画との対比を明らかにしてください。 本事業により生じた成果についても記載してください。
実証結果を踏まえて改良する内容があれば、その内容	
事業化に向けた今後の取組み及びスケジュール	
期待される波及効果	

(様式第 10 号別紙 2)

[補助事業決算書]

1 決算総表

(単位:円)

経費区分	細目	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
	計				
	計				
合計					

補助金以外の経費負担（補助事業経費のうち補助金によってまかなわれた部分以外の事項）

負担者	
負担額	
負担方法	

2 支出明細書

(単位:円)

経費区分	細目	事業費	積算	明細	補助金の額
	計				
	計				

※支出明細には消費税及び地方消費税を含まない

(注) 積算明細欄には、種別、数量、単価、金額を記載すること。

(様式第 11 号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

大阪市長

市長印

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け提出のあった新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金実績報告書により、補助金額を次のとおり確定したので、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

交付決定額	金	円
実績報告額	金	円
補助確定額	金	円

(様式第 12 号)

大阪市指令 第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

大阪市長

市長印

## 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

大 阪 市 長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者 名

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金に係る  
取 得 財 産 处 分 承 認 申 請 書

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪市補助金等交付規則第 21 条及び新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由

(様式第 14 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金に係る  
経過報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業に  
関し、 年度の事業状況について、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第 17  
条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年度経過報告書（補助年度 年度）

〔実施計画名： 〕

事業の状況等について

〔 〕